

平成 22 年度
北海道の施策および
予算に関する要望

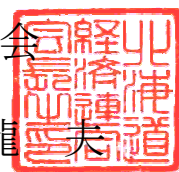
平成 22 年 1 月

北海道経済連合会

平成 22 年度北海道の施策および予算編成にあたり、
北海道産業経済活性化に向けた別記事項について
要望いたします。

平成 22 年 1 月

北海道経済連合会
会長 近藤 龍夫



目 次

1.	行財政改革の推進	1
2.	食の高付加価値化（食クラスターの強化）	2
3.	ものづくり産業の育成・振興	2
4.	バイオ関連産業の振興	3
5.	産業クラスター創造活動の推進	3
6.	北海道観光の振興	3
7.	認定商品（製品）の積極的活用	4
8.	循環型社会の形成	4

要 望 事 項

1. 行財政改革の推進

継 続

(1) 北海道経済の将来の成長戦略を見据えた行財政改革を実施すること。

見直継続

(2) 市町村に対する支庁の支援機能の強化および道職員の市町村への派遣強化をすすめること。

見直継続

(3) 道の関与団体については、法人形態にかかわらず、地域の産業振興の観点で継続支援すること。

新 規

(4) 平成22年4月に設立予定の(独)北海道立総合研究機構は、統合による総合力を発揮し、特に食クラスター形成の役割を担えるようにすること。また、中期目標・中期計画には、戦略的かつ重点的に取り組む研究分野を明示するとともに、分野・部門横断型研究推進のための組織体制の確立、重点領域の研究課題への資源の重点配分、外部有識者を含めた研究評価の実施等を反映させること。

2. 食の高付加価値化(食クラスターの強化)

新規

(1) 国の「食料・農業・農村基本計画」の見直しに対し、北海道農業がわが国の食料自給率向上に貢献するとともに、北海道農業の基盤強化にもつながるよう、強力に働きかけること。また、戸別所得補償制度等、新たな農業政策の策定・展開にあたっては、主業農家主体といった北海道農業の特徴を踏まえ、全国一律ではなく、北海道農業の力がさらに発揮できるよう、国への働きかけを強化すること。

新規

(2) 食クラスター強化に向けた推進体制として、関連分野・部門を連携するコーディネート機能の充実、試験研究機関の体制強化、食クラスター推進のための事業予算を確保すること。また、部門横断的な「食クラスター推進室(仮称)」の新設を図るとともに、量的販路拡大に向けた支援事業に取り組むこと。

継続

(3) 北海道の食のブランド力を一層強化していくため、複数ある道の認証・シンボルマークを整理統合し、生産・加工事業者が利用しやすく、消費者に分かりやすい、そして、海外への輸出商品にも活用可能な制度を確立すること。

3. ものづくり産業の育成・振興

新規

(1) 「北海道中小企業応援ファンド」の利用促進を図るため、利用条件を緩和すること。

継続

(2) 「ものづくり産業人材育成ネットワーク」を十分に機能させるために、各機関が実施している類似のプログラムの調整を図ること。また、各種人材育成助成制度を一覧化して、利用しやすくなるよう工夫すること。

4. バイオ関連産業の振興

継続

- (1) 一定の要件の下での食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備について、引き続き国に対して働きかけてゆくとともに、特区提案した北海道独自の表示制度の実現に努めること。

5. 産業クラスター創造活動の推進

継続

- (1) 「北海道産業クラスター創造活動」および「北大リサーチ&ビジネスパーク構想」に対する資金支援および人的支援について、少なくとも現状水準を維持すること。なお、特に(財)北海道科学技術総合振興センター（ノーステック財団）への資金支援および人的支援について、少なくとも現状水準を維持すること。

継続

- (2) (独)中小企業基盤整備機構の「北海道大学連携型起業家育成施設(北大ビジネス・スプリング)」の利用者に対する賃料補助の支援を継続すること。

6. 北海道観光の振興

継続

- (1) (社)北海道観光振興機構に対する十分な事業予算を確保すること。また、その事業分野における予算の細分化・固定化を廃止する等、弾力的かつ機動的な執行を可能とすること。

継続

- (2) 本州と道内各空港を結ぶ路線の維持に努めること。

継続

- (3) 国際航空路線の維持および新規路線の誘致に努めること。

新規

- (4) 新千歳空港の24時間運用拡大に向けて、地元住民との協議を促進すること。また、新千歳空港の運用拡大にあたっては、北

海道空港（株）等関係機関と協調し、空港ビル営業時間の延長や二次交通の運行拡大等、乗降客の利便性向上を図ること。

7. 認定商品（製品）の積極的活用

継 続

- (1) 各部局および出先機関は、地産地消の考え方にに基づき、「新商品トライアル制度」による認定商品の購入および「北海道リサイクル製品認定制度」による認定製品の利用を積極的に進めること。

8. 循環型社会の形成

継 続

- (1) 循環資源利用促進施設設備整備費補助事業の要綱を見直し、循環資源利用促進税事業の活用を促進すること。

新 規

- (2) 輪作体系を維持するために必要な規格外小麦や余剰ビート等の農産物を活用したバイオエタノールの地産地消の実現に努めること。

新 規

- (3) 省エネルギー促進の具体策を検討するためにも、北海道のエネルギー需給等に関する定量的な実態把握を目的とした調査を実施すること。